

自由民主党要望項目一覧

平成25年度9月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1 集中豪雨被害への対応について</p> <p>7月15日、8月1日、5日に発生した集中豪雨により、県内では、住宅や道路、農作物等が甚大な被害を受け、その影響は、県民生活のみならず、観光面にも及んだところである。</p> <p>被災した県民が今後、不安なく現地で暮らし、また、これまでどおり農林業を営んでいけるよう、広範な対策に努められたい。</p>	
<p>(1) 農林土木関係</p>	
<p>①公共土木施設及び公共農林業施設の早期復旧に努めること。</p>	<p>公共農林業施設については、国や市町村と連携し、速やかに災害査定が行われるよう調整するとともに、農業水利施設、農道、林道で営農や施業に支障を来しているもの、被害拡大が懸念されるものに対して、応急処置や査定前着工ができるよう復旧工法や積算等について必要な助言を行いながら、市町村と協力し早期復旧に努めていく。併せて、豪雨による間伐木の流出を防止し、災害に強い森林づくりに資するため、流木による被害状況調査の実施についても検討している。</p> <p>【9月補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕地災害復旧事業 462,365千円 ・県営林道施設災害復旧事業 70,000千円 ・団体営林道施設災害復旧事業 111,600千円 ・単営林道施設災害復旧事業 10,000千円 ・災害に強い森林づくり対策事業 3,000千円 <p>公共土木施設については、必要に応じて応急工事を実施するとともに、早期に災害復旧工事を発注し、早期復旧に努める（災害査定は、9月17～20日の予定）。また、災害関連緊急治山事業により、被災した森林を緊急に復旧整備する。</p> <p>【9月補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路防災機能の強化 294,700千円 ・河川護岸の機能強化 444,400千円 ・治山・砂防新規事業化調査 79,500千円 ・災害関連事業（河川、治山） 682,500千円 ・維持修繕費（道路・河川・砂防等） 513,160千円 ・治山・砂防・急傾斜事業 157,000千円

要望項目	左 に対する 対応方針等
<p>②住宅や田圃等の個人所有に係る被災は、個人負担のできる限度を超えているものも多く、何らかの助成を関係町と連携して検討すること。また、農作物の被災については、共済制度を最大限活用するとともに、被害が最小限となるよう、施策を講じること。</p>	<p>田圃等の被災については、県内全域が激甚災害に指定されたことにより、国庫補助の嵩上げ並びに交付税措置のある起債（農地等小災害復旧事業債）が受けられ、農家の負担が大きく軽減されることになった。県としては、国の起債措置が適用されない小規模な農地復旧を早急に進めるため「鳥取県しっかり守る農林基盤交付金」（単県事業）の増額を検討中である。</p> <p>【予備費】 しっかり守る農業基盤交付金 20,000千円 【9月補正】 しっかり守る農業基盤交付金 30,000千円</p> <p>土砂流入等により被害が発生した水稻については、共済制度や経営所得安定対策に係る交付金等の活用により、一定の収入が確保される見込みである。また、普及所やJAが中心となって事前事後対策を指導しており、土砂流入等で収穫できなくなったものを除くと、作物への被害は軽微と見込まれる。</p> <p>地域内で共同利用する生活道路、排水路など、災害復旧事業等の各種負担補助制度の対象とならない災害については、地元自治会、地域のボランティア団体等が自己負担により直営又は外注で復旧する際に、復旧に必要な経費のうち、市町村が助成する経費の一部を県が補助（市町村負担額の1/2、上限30万円）する制度として「中山間地域共同施設災害復旧補助事業」を平成24年度に創設しており、このたびの大雨被害を機に各市町村に改めて制度の周知を図ったところである。</p> <p>自然災害により住宅が被災した世帯に対する公的支援制度としては、平成12年の鳥取県西部地震を契機に本県が全国に先駆け独自の制度として鳥取県被災者住宅再建支援制度を設けている。この制度は、全壊、半壊の被災戸数の要件を設けているが、昨年、全国的に竜巻や集中豪雨等による局地被害が相次いだことから県と市町村が協議を重ね、国、県、市町村の役割分担を整理するとともに適用対象となる要件を緩和することとして条例改正を行い、他県と比しても拡充された支援制度となっていると考えているが、改めて参加市町村の意見を聞いてみたい。</p>
<p>③関係町に対して、災害査定等に係る技術的な支援を行うこと。</p>	<p>公共土木施設等の被害については、これまでに米子・日野県土整備局が関係町に対して災害調査や被災箇所・申請額のとりまとめの支援を行ってきた。現在、現地調査や査定に係る設計図書作成に関するアドバイスを行っており、引き続き災害査定に向けた技術的支援を行う予定である。</p> <p>農地等の被害については、江府町からの要請に応じて技術職員を2名派遣し、1週間にわたって被災状況の把握に係る支援を行った。また、町の林道災害に対応するため、日野振興センターへ技術職員を1名配置した。今後、災害査定に向けて、復旧工法や積算等について市町村へ必要な助言を行う。</p>
<p>④被災地に復旧予定を示し、住民に対して説明責任を果たすことにより、安心感を醸成すること。</p>	<p>国や県の取組を住民の方々に周知するとともに、引き続き、市町村に対する技術的支援を十分に行いながら、復旧計画が円滑に進むよう努めていく。</p> <p>また、災害復旧工事の実施に当たっては住民説明を行うとともに、現地に復旧予定図、工程表等の看板等を設置する。</p>
<p>(2) 観光関係 豪雨の影響により、大量のヨシや流木が海岸線に打ち</p>	<p>海岸漂着ごみについては、市町村、地元自治会、観光協会、ボランティア団体等と協働して撤去・処分しており、特に海岸利用の多い海水浴場（陸上、浦富、湯山、白兔、小沢見）については、優先</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>寄せられた。特に県東部では海水浴シーズンに入った時期でもあり、地元自治体では多くの関係者の方々によって連日撤去作業が行われたところである。</p> <p>山陰海岸ジオパークの取り組みをしている最中でもあり、山陰海岸のイメージが損なわれないよう、県としてもより一層地元自治体と連携し、速やかに対応されたい。</p>	<p>的に対応しているところであり、その他の海岸についても、地元自治体等と連携して速やかな対応に努めたい。</p> <p>なお、山陰海岸ジオパークなど貴重な観光資源を有する地域等においては、良好な海岸環境が創出できるよう迅速な海岸ごみの対応策のあり方について、関係市町村ともよく連絡、調整、協議を行っていく。</p> <p>【9月補正】 海岸漂着ごみ等処理事業 9, 210千円</p>
<p>2 メタンハイドレート海洋調査について</p> <p>今、大変注目されているメタンハイドレートについて、このたび日本海側の埋蔵量を調査するために、明治大学を中心とする研究チームが、9月下旬に鳥取県沖の1海域を含む5海域で海底掘削をすることが決まったとのことである。</p> <p>鳥取県は、10府県で構成する「海洋エネルギー資源開発促進日本海連合」の一員でもあり、今後のメタンハイドレートの調査研究に対して、県として早期に動向を確認し、万全な対応を取るべきである。</p>	<p>本年度、鳥取県沖で明治大学等の研究グループによる資源調査が予定され、国においても日本海でメタンハイドレートの賦存量等の調査が進められている。</p> <p>これらの調査結果を把握し対応していくためには、この分野の第一人者である松本明治大学特任教授をはじめとした幅広い研究者などとの連携が必要であると認識している。</p> <p>そのため、県では、8月16日に我が国唯一の海洋掘削専門会社である日本海洋掘削(株)の市川社長を講師に迎え資源開発の現状について講演を頂くとともに、メタンハイドレートに関する情報収集と県内エネルギー関連事業者や研究者等への情報提供を行う「鳥取県メタンハイドレート研究会」を立ち上げたところである。</p> <p>また、本県を含む日本海側10府県で構成する「海洋エネルギー資源開発促進日本海連合」でも情報収集し、今年5月に国に対して来年度予算における資源調査費等の拡充などの要望を行っている。</p> <p>今後は、日本海側の各府県と一層連携を図りつつ、海洋地質はもとより海洋資源開発など関連分野の専門家のリストアップを行い、これら専門集団とのネットワークを作って、日本海側全体で研究推進の方策を検討していきたい。</p>
<p>3 トライアル発注について</p> <p>トライアル発注製品については、平成22年度から、認定時点で購入予定のないものも認定し、最長24ヶ月間、登録簿に掲載し、購入を促しているとのことであるが、購入実績のないトライアル発注製品が26製品にのぼる。県で購入できるものがないか、再度検討し、購入に向けた予算を措置すべきである。</p>	<p>トライアル発注認定製品について、需要が見込まれる所属に対して再度直接製品を紹介し、購入を働きかけるとともに、今年度の執行状況も踏まえ9月補正予算で増額を検討している。</p> <p>【9月補正】 バックアップ型トライアル発注事業 1, 000千円</p>
<p>4 まぐろ漁の規制について</p> <p>まぐろ漁の規制強化が予想されているが、県はその動向について、迅速・正確に情報収集を行い、生産者並びに関係者に伝達されたい。</p>	<p>「太平洋クロマグロの資源・養殖管理に関する全国会議(8月22日水産庁主催)」において、今後1年間をかけ、WCPFC(中西部太平洋まぐろ類委員会)により太平洋クロマグロの資源管理について議論されること等について説明があり、業界関係者に情報提供を行った。</p> <p>今後も、迅速・正確に情報収集及び情報提供を行い、必要に応じて国要望を行っていく。</p>
<p>5 県営境港水産物直売センターの売却について</p> <p>センターの売却に当たっては、県は民営化が境漁港の活性化に資するよう、最大限努めていただきたい。</p>	<p>県営境港水産物直売センターについては、さかいみなと漁港・市場活性化ビジョンに沿った運営となるよう、プロポーザル方式により売却に向けて準備を進めている。境漁港・市場の活性化に向け、民営化後も県としてどのような支援ができるか検討していきたい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>6 木質バイオマスの利用拡大について</p> <p>県では、とっとり環境イニシアティブにおいて、目標指標を掲げ、再生可能エネルギーの導入促進を図っている。しかしながら、木質バイオマス（熱利用・発電）に関しては、目標を達成しているものの、一般家庭や民間企業での普及が進んでいない状況にある。</p> <p>については、一般家庭等での木質バイオマス燃焼機器等の導入目標を掲げるなど、木質バイオマスの利用促進に向けて、市町村と連携して、より一層の支援・PRに努めるべきである。</p>	<p>一般家庭への導入支援は、「鳥取県市町村交付金」等を活用し、鳥取市、岩美町、南部町、日南町がペレットストーブや薪ストーブ等への経費補助を行っているほか、若桜町では、今年度、「とっとり環境イニシアティブ推進支援交付金」を活用して、シンポジウムの開催や町民・企業等におけるストーブ等のモデル導入が予定されている。</p> <p>今後、関係者や一般家庭への支援を実施していない市町村の意見も伺ったうえ、導入促進やPR策について平成26年度当初予算での対応を検討したい。</p> <p>なお、民間企業等への導入支援は、今年度、「鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業」により、木質バイオマス発電の事業化支援が進められるとともに、若桜町内の製材所への木材乾燥機用木質ボイラーの導入支援が予定されており、事業開始後は大量の木質バイオマスの需要が発生すると見込まれる。</p> <p>また、今年度、「再生可能エネルギー導入モデル事業」により、県立農業大学校へ給湯用の木質チップボイラーや農業ハウス用の木質ペレットボイラーをモデル的に導入するなど、事業所や農業施設への普及を図ることとしている。</p>
<p>7 教習用自動車に係る自動車税の課税免除について</p> <p>以前、全額免除であった指定自動車教習所における教習用自動車に係る自動車税は、平成20年4月1日から、営業車並みの税率課税となっているが、このような課税措置は、全国的に稀である。</p> <p>指定自動車教習所は、高齢者講習、初心者講習等を行うなど、公共性・公益性の強い事業を行っており、さらに、若者が社会人となるための運転者マナーをはじめとした躰教育を行ったり、交通安全講習や交通安全教室を開催するなど、教育機関として、また、地域の交通安全教育センターとしての役割も担っている。</p> <p>これらの指定自動車教習所が有する社会的役割や教習用自動車の教材としての位置づけ等を踏まえ、来年度に向けて、教習用自動車に係る自動車税課税について、見直しを行うべきである。</p>	<p>自動車税の課税免除制度については、税負担の公平性の確保の観点から、平成18年度に制度全般について抜本的な見直しを行った。その一環として、自動車学校等の教習用自動車に係る自動車税について、全額免除から営業用車両並課税とする改正条例案が平成19年2月議会で議決され、平成20年4月より実施しているところであるが、今回の要望を踏まえ、制度を見直した趣旨及び経緯、当時の議会での議論を改めて整理するとともに、現在の全国の取扱い状況についても確認したい。</p>
<p>8 国道178号線の歩道の整備について</p> <p>国道178号線の岩美町内羽尾トンネルから羽尾集落までの区間は、ウォーキングやランニングなどをする方が増えてきているが、高規格道路の陸上・居組間が開通後、車両の交通量が増加し、歩行者にとって大変危険であるため、歩道の整備に向けた予算を措置すべきである。</p>	<p>歩行者の利用状況等、現状を確認し、岩美町や地元の意見を聞きながら事業実施の必要性について検討していく。</p>